

花巻市市民参画・協働推進委員会（第12回）【記録】

日時 平成21年8月7日（金）午後2時00分～4時00分
場所 花巻市役所本館3階 委員会室
出席者 委員9名（欠席4名）
内容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議
答申内容について
4 閉 会

事務局（高橋市民協働・男女参画推進課長補佐） 会議に先立ちまして、今日の欠席の連絡をいただいている方は3名の方で佐藤（藤）委員さんからは連絡がありませんでしたので、遅れていらっしゃるか欠席なのかは分かりませんが会議は成立しております。

議 長 （照井委員長） それでは時間になりました。佐藤（藤）委員は今お話があったように連絡が無いということですが一応出席する予定となっているようです。いよいよ第12回となりました。これまでいろいろ協議を進めていただきましたけれども、極力、次の段階に行けるように今日は答申の内容について、形として皆様のご確認をいただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。それでは開会に先立ちまして事務局のほうに市民の方々からのご意見とか寄せられているものがありましたらご紹介願います。

事務局（阿部市民協働・男女参画推進課長） 市民の方からの意見は特にございません。今回欠席された佐藤芳男委員のほうから意見が寄せられておりますのでそちらをご紹介させていただきたいと思っております。皆さんのほうに資料が配布になっておりますのでご確認いただきたいと思っております。意見の部分のみ朗読させていただきたいと思っております。6月の委員会の中で、私より皆様にお諮りした内容が落ちていられるので、その点をご確認いただきたいと思っております。第10回の委員会の中で、「すべての事業について(市民参画の有無にかかわらず)、市民参画の対象とする理由、しない理由をこの委員会(またはこの委員会に代わる組織)に報告すること」という内容を答申事項(案)の項目5参画のしくみの(3)参画方法の事前公表の欄で、事前公表の次の項目として、参画対象外のすべての事業をふくめてという項目を付け加えることを決定したのですが、この点が落ちておりますので、ご検討いただきたいと思っております。という意見であります。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは、今の佐藤（芳）委員の意見についてはこれから進める中で関連したところで確認したいと思っております。まず最初に第11回の協議の中で修正等ありましたので、その点を確認したいと思っております。その後、この答申事項の最初から目を通していただきまして、落ちていっている部分、付け加えたほうがいいのかという部分、あるいは表現を変えたほうがいいのかという部分がありましたら最終的に確認して進めたいと思っております。なお、いわゆる条例を作る段階になれば一言一句かなりの吟味が必要になると思いますが、この答申にあたっては我々の考え方や、大事にしたい要点等が伝わるかどうかというあたりでの吟味をお願いして、この前お話がありましたように、答申を受けてガイドライン等が具体的な形で作成されていくということですので、その中で改めてまた、我々の真意が盛り込まれる形になっているのかどうかを吟味していけばいいと思っておりますので、今日の段階はなんとか答申の最終案を皆で確認をいただくと。そこに重点を置いて進めたいと思っておりますのでよろ

しくお願いいたします。それでは前回の協議した内容で修正をお願いしたいというところがございましたので事務局のほうから整理した部分を説明いただきたいと思います。

阿部課長

それでは事前に皆様方にお配りしております答申事項（案）をご確認いただきたいと思えます。前回、11回の委員会において修正された部分を順次説明申し上げたいと思えます。まず2ページをお開きいただきたいと思えます。大きな項目4の（1）の重要な計画等の範囲のところ、前回⑥として「市民から提案された重要な政策」をここに加えるということで協議なされております。これは当初、重要な計画等への参画の一つの手法として、4ページの⑥の「上記のほかパブリック・インボルブメントなど適切と判断され方法」のところに参考の手法として挙がっていたものですが、これは重要な計画等への市民参画とは別ではないかということで、こちらのほうに持ってきたものでございます。その次に4ページをお開きいただきたいと思えます。参画手法であります④のワークショップの説明につきまして、「カードを使ったグループワーク」というようなことが説明として挙がっておりますけれども、ここはワークショップ本来の意味を述べるべきではないかというご意見がございまして、このような説明文に修正しておりますので確認いただきたいと思えます。次に5ページに参ります。事前公表の方法として、⑤に障がい者に加えて一人暮らし老人にも配慮が必要ではないかということでご意見がありました。それで⑤として「障がい者・一人暮らし老人に配慮した情報の提供」というふうに修正をしております。それから行政評価につきましては諮問事項である「重要な計画等への参画」とは別のものということで答申から除くこととなりましたので、そこは削除してあります。それから大きな6番の運用の評価になりますけど、運用の評価につきましては市民参画のしくみが上手く機能したかどうかということなので、このような表現に整理いただき修正をしております。以上が修正点でございますけども、この中でもう一度2ページにお戻りいただきたいのですが、事務局のほうでも前回修正で出された部分を読み直してみたんですが、大きな4番の（1）の⑥、市民から提案された重要な政策の部分ですが、やはりこれは市長へのはがきとか地域要望などと同様に政策決定前の市民参画ではなかろうかなということで、今回の諮問事項である重要な計画への市民参画以外の部分、これ以前の部分ではなかろうかなということで、これにつきましても行政評価と同様に答申からは除かれるのではないかなと考えております。この部分につきましては順を追って確認していく中でもう一度検討いただければというふうに思います。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。今、事務局からお話がありましたように、それぞれの皆さんで確認した内容の修正が行われております。まず、いま説明あった部分で、そういう表現でいいとか良くないとか何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。この前の協議のとおりで進んでいるかどうかの確認です。

高橋委員

では、表現ということですが、5ページの大きな5番目の⑤なんですが、「一人暮らし老人など」と、今、「老人」という言葉はあまり使わないで「高齢者」という言葉を使っていますので、「一人暮らし高齢者」としたほうがいいと思えます。

議長

いかがでしょうか。

（異議なし）

議長

それではそのように変更したいと思えます。そのほかにもございませんでしょうか。

特になければ先ほどの佐藤（芳）委員からの意見書が出ておりましたけど、実は佐藤（芳）委員は「項目5の参画のしくみの（3）の参画方法の事前公表の欄」で、という説明の仕方をしてありますが、前回の（案）の中の6番の市民参画の運用の評価、ここの中に「重要な計画等が適切に市民参画の対象になったかを評価するにあたり、重要な計画等以外の検証も必要である」という文言があったんです。それで、このところに、いわゆる事前評価・事後評価の細かい項目等も入れてあったんですが、それを前回の協議の中でここにまとめていただいたように「重要な計画等に市民参画が上手く行われたか、また、市民参画のしくみが適切に機能したかを評価し、必要に応じて修正を加える」と、こういう表現にしましょうということによってこういうふうになったわけなんですけど、佐藤（芳）委員からの意見をここにまとめた形の中に含めて、委員会としてこうしましょうというふうに決めていいか、あるいは先ほど言いましたように、前回この協議の中で修正するにあたって、重要な計画以外の検証の部分については削除したような形になったわけなんですけど、これを復活させるかご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

平賀委員

佐藤（芳）委員の言っていることも分からないわけではないのですが、前回皆さんで相談して決めたことでも十分それでいいのではないかなという気がしています。すべてをしなければならないようなことではないような気がします。皆様いかがでしょうか。

議長

会議を重ねながら一番近いところの形でまとめてきてるわけなんですけども。

丸山委員

意図が違うんですよ。すべてを評価しなさいじゃなくて、彼がずっと言っていることは何百もあるプロジェクトを行政がいろんな機関で市民参画をするものを抽出すると。その抽出をした時に、抽出した五つ、三つ、四つだけが我々の目に触れるのではなくて、抽出以前の事業も我々が監視できるように、要するに見ることができるようになってくれと。それで尚且つ、なぜ、100、200の事業の中の三つ、四つを選んだか、「これは除外した」「これは入れた」という根拠が分かるものを記録として少なくともここに提示して欲しいということなんです。だから、すべてをここでチェックしろじゃなくて、チェックの証、そのバックデータをここに出してくださいよということ。これは非常に重要なことなんです。だから入れる場所は前回5ページの中に、ここに書いてあることもちょっとおかしいんですよ。「重要な計画等が適切に市民参画の対象となったかを評価するにあたり、重要な計画等以外の検証も必要である」この文章はおかしいんであって、要するに重要な課題かどうかはしくみによって抽出するわけだから。もうすでにしくみができているわけですから。そのしくみがどうその事業に当てはめられたかという結果を我々に見せてくださいと。それがなければ「勝手にやられても分からないでしょう」ということ。少なくともそのデータがなければ検証は不可能なんだから。あえて作らなくてもあるはずだよと、だからそれを見せてくださいというだけの事だから、難しいことでもなく、これはなければいけないことなんです。それで置くとすれば、この5ページの6番の市民参画の運用の評価のちょっとここに、ほかに見当たらないから無理矢理ここに考えてるんだけど、黒四角（■）として、すべてのプロジェクト…すべてのプロジェクトがいいかどうか分からないけど、概念とすれば重要課題として抽出したデータ。これを公表するとか、提示するとか、その提示する相手は少なくとも最低でこの委員会には提示する。そういうことがやはり必要なんだと思います。彼はずっとそれを言っているんですよ。全部をここで評価しろじゃなくて、評価した足跡をチェックできるようにしてくれということ。だから私は復活という意味じゃなくて、重要なことであり、前回の5ページの文章はおかしい文章だと思うんで、今のようなニュアンスで5ページの6の中に加えればいいのかなと思います。

- 議 長 ほかの委員さん何か意見ありますか。前に話をしたときは、いわゆるすべての事業を例えば一覧表の右側にこれは該当、非該当、非該当の場合はどういう理由で非該当。そういうデータのデータをきちっと整えておいて見せれるようにしておくということは確認してありますよね。
- 丸山委員 そうです。
- 議 長 そのことをここに文言として入れたほうが良いということですね。
- 丸山委員 逆に、要するに国会とか議会じゃないけれど口頭での質問は重要なものをやるわけだけど、そのバックデータは何ですかと言われた時はやはり資料としてちゃんとありますよというのが必要なわけですよ。それで本当に見せてって言って見て、そこに白紙があったとすればこれはインチキなわけだから、ちゃんと行政のシステムの中で判断をしてチェックして抽出してるということが分かれば、多分それが何回か繰り返されるうちにお互いの信頼関係というのも醸成されてくるだろうし、行政は確かにしくみに則って重要課題を抽出してるぞという確信にも繋がることなんで、やはり初期段階とすればバックデータは必要だと思います。
- 議 長 いわゆる抽出する前の段階のすべての事業が一番最初は対象になるのだから、それとその抽出の根拠みたいなものが一覧表になればいいと。
- 丸山委員 要するに全事業を出せじゃなくって、細かく言えば13条の重要課題としてしくみに則って評価した評価データ。評価資料でもいいですよ。評価資料の提示。それであくまでもこれは13条云々の問題ですから、そこでの重要課題。
- 議 長 13条に則った重要課題の…
- 丸山委員 まあ、それに書いちゃうと全部に枕詞で付いちゃうから、重要課題として選定した根拠、簡単に言えばですよ。それを後は先ほど委員長が言ったように、てにおはとか何とかはまた後でしっかり考えればいいということで、意味はそういう意味で載けておけばいいんじゃないですか。
- 議 長 イメージとしてはいいですね。皆さん共通の。そのことを一行か二行かの文章にきちっとまとめて入れると。
- 平賀委員 入れなくてもそのくらいは出すだろうと思うんだけど。
- 藤井（公）委員 今、たまたま丸山さんがおっしゃったように行政評価のしくみとか協働参画、これはやっぱり初期段階は必要だと。慣れてくればお互いに信頼感とか、行政側も委員側も市民の側も。ここで改めて載せるというのは、前に今後の運用の中でそういうことは答申に入れなくても、行政側にそういうことを運用の中で努力していただくと、一端、整理されたように僕は思っていましたので、その程度でいいんじゃないかと私は思いますけど。
- 丸山委員 ここでは何度も最初からお話してるんだけど、行政不信とか行政がサボるだろうということではなくて、要するに今、ゼロから市民参画の形をスタートしようとしているんですよ、今までこうだったから行政はちゃんとやってくれてるだろうとか、い

や、これは今までの信頼関係だと上手くいくだろうじゃなくて、あくまでもゼロフェーズからしくみを作りましようと言ってるんであって、ここに抽象的な概念はなるべく入れるべきじゃないんですよ。それで最終的に信頼できれば見せてもらわなくてもいいよっていうのは間違っただけの考えであって、必ず作ってなければいけないものなんですよね。だからどうやって作ってるかってことを我々が知らずして、この市民参画委員会が一体何を評価するんですか。だから5年後、10年後どうなってるかそれは分かりません。だけど来年動き出した時に200、300のプロジェクトがありましたと、この中で今年の市民参画対象はゼロでしたという結果だっただけです。可能性とすれば今年も二つしかありませんでしたという可能性もあるわけですよ。じゃあ残りの320はどうだったと、それから議論を始めたらとんでもない話ですよ。だから来年度でも最初の事前評価の時に行政とすればこの300あるプロジェクトの中で今年度はこの三つを抽出しました。その根拠はこういうものでございます。というのをなぜためらうんですか。それで、なぜそれを委員が要求しようとしませんか。もし、この委員会でそれが不要ないっていうなら私は毎回その抽出を求めることになると思うんですよ。要するに無いものを出せじゃなくて、作らなければならぬものをできてますかって確認をしましょうってだけなんだから、ためらう方の理由がわからない。

議長 はい。ほかに。

赤津委員 そのこと自体は私もそうだろうと思うんですよ。それで、どこに表現するのか、本当にここでいいのだろうか。いわゆる事前評価する前段の資料を出してくださいというようなニュアンスですよ。

丸山委員 要するに「準備してここに置いとけ」ですよ。必要になればいつでも提示すると。

赤津委員 そう言った場合に表現するのはここなんだろうか、もっと全体の出発点のところでのルールみたいなことで処理できないかという感じはあるんです。なんとなくここに書いてしまうのは、ちょっと変だなという、そのこと自体はいいとして、表現の場所はどうも…例えば「評価にあたっては何かの資料を求める」とか書いて、それが答申書として見たときにどうなんだろうという感じがするんです。もう少しどこかないかなと今考えているんですが、ちょっと名案は出ないんですが。

藤井（公）委員 今、赤津さんがおっしゃったように、私も行政の言い分を主張しているのではなくて、一方ではちゃんと情報公開制度があるわけですよ。どうしても委員会として不十分だと思えば、そちらの情報公開ということで行政側に委員会としてやれるわけですから、もちろん常に判断できる資料を作っておいていただくよということを前提に、いま議論しているわけですから、答申としてはちょっと。

高橋委員 この議論になった時に、いろいろ行政のほうで検討しますよと、その際には検討する資料があるはずだと、その資料でもって我々が公開していただければそれで分かるのかなというお話も出ました。それで、あえて公表のための資料じゃなしに検討する際の資料でもってそれを使えるようにしたらいいんじゃないかなという話もあったようですが、そういうことであれば載る場所は別としても、そういうものはきちっと公表するものだと、方法については先ほど藤井（公）さんのお話いただいた市の情報公開制度によるとか、どういう表現がいいのか分かりませんが、やはりここにきちっと決めておいたほうがいいのかという気がしますよね。

丸山委員

情報公開制度があるから、こういう規約は作らなくていいというのはほとんどない話なんですよね。というのは情報公開制度というのは、あくまでも条例としてすべての情報を開示しなさいと。それでディスクロージャーとかエンクロージャーとかよく言うけれど、隠されたものを探り出すために情報公開制度っていうのはあるわけですよ。だけど、これはあくまでも市民と行政が仲良く協働しましょうよと、一緒にこれから新しいまちづくりをしましょうよという約束事を作ってるわけだから、そこにあって隠してるものを引き出すための情報公開条例を適用しなければ情報が出てこないとすればこんなしくみは端からいらぬんですよ。だから、あくまでもここはお互い無理なくできることであれば、可能なものはなるべく安易な言葉で載っけておく。これが今回のしくみでは一番大事なことだと思うんですね。それから赤津委員がおっしゃったと思うんだけど、実はこの話は市民参画という大きな概念の中の市長と市民の関係性とかいろんな委員会とか、いろんな市民参画のランクがあって、そういう中で、もうすべて含まれて、行政のやってる仕事の住民参加を公開しましょうよという、本当はその大前提にあるべきことなんだけど、いま私たちがこの答申云々というはあくまでも13条の重要課題、ここに限定して議論してるから、この前の部分がすっ飛んでるわけですよ。もし、この前の部分でしっかり今みたいな事が表現できるのであればあえてここで言う必要は無いんですよ。だけど、この答申書というのはこの前段階がぶっ飛んで、この間説明したこれ（前回の委員会で丸山委員から出されたイメージ図）ですよ。この全部を掲げた話の中で行政が持っているデータは委員会なり市民に公開しなさいというのが書いてあれば、何ら問題ないんですよ。でも今、この左下の部分だけ、ここを答申として受けてるから、この中で省いちゃったら少なくとも今回、我々がそれを表現する場所がなくなってしまうんですよ。だから少なくともどこかでは入れておかなきゃいけない。それで5ページの下が不味いのであれば、今みたいな話は、実は1ページに書いてあることって、これは答申内容じゃないんですよ。皆さんも読んでらっしゃると思うんですけど、これはあくまでも概念ですよ。だからこれは答申の文章として我々に課せられている答申じゃないけれど、たぶん事務局サイドで13条に至る道、その根拠、理由付けを丁寧に書いてもらったと思うんですよ。であればこういう中で、今これ、わたし急遽言ってるので、私は5ページの2番目に挙げることは何ら問題無いと思うし、そこでいいと思ってるんだけど、そうじゃないと、前段階の概念みたいなのところだと、これ読み飛ばされちゃいますよね。じゃあ撤回しません。やはり5ページの事前評価・事後評価の第2項として入れるのが妥当だと思います。あくまでも13条ということ意識して今やってるということをもう1回戻してもらわないと。

議長

はい。それではほかに無いですか。無ければ、今いろいろお話あったように、くどくはなると思いますが、やはり落とせないものはここに入れたほうがいいだろうということのご意見が多いかと思えます。それからその文言については、あるいは入れる場所についてはまあいいですね、全体から真意を受け取ってもらえばいいのだから、入るとすれば今のところに置くと。それから表現については今の話し合いの趣旨を生かした形で、いわゆる全部の出発点になった資料についてはきちんと整えておいて、委員会で見たいという時にはすぐ見れる形に準備していただくということが伝わるような表現にしたいと。それでよろしいでしょうか。

（異議の無い旨の声あり）

議長

それではもう一つ、これは前回確認できた部分なんですけど、さきほど事務局のほうからお話があったんですけど、2ページの4の（1）の⑥「市民から提案された重要な政策」をここに入れましょうということで、前回確認して入れていただいたんですが、

事務局のほうから実際に書いてみた場合にこれはここには相応しくないのではないかと
というお話があったんですが、事務局のほうでもう少し説明していただけますか。

阿部課長

先ほどの説明の繰り返しになるかもしれませんが、今、委員の皆さんで協議いただ
いている部分というのは条例の12条、13条に規定している重要な計画等への市民
参画をどういった形で進めていくかという部分を今、その具体的なしくみについて
いろいろ検討いただいているところなわけです。それはこれまで皆さんで検討されてき
ておるとおり、じゃあその市民参画、重要な計画等に対しての市民参画はど
ういった形になるんだということ、大きくは3段階あるのではないかと。計画段階あるいは
実施段階、それから評価段階と大きく三つの段階があるのではないかと
いうことでまとめていただいております。それでその三つの段階には今
度は具体的にどういった参画の手法を組み入れるかということ、今
度は具体的に手法については答申事項の大きな5番のところで具体的なものを
何点か挙げていただき説明を付けたというふうに整理していただ
いております。そうした時に市民からの重要な提案は施策提案であったり、
あるいは地域の方々からの市に対しての要望であったり、あるいは市長への
はがきとかメールとか、そういった類のものもあろうかと思
います。これは市が何かを計画する、あるいは施設を整備するとい
う一つ前の段階で市民からこういったものが必要ではないかとい
う提案のことではないかなと思います。したがって、この12条、
13条に規定する重要な計画等へ市民参画というよりも、もう一つ
前の段階の部分だろうなと思いますので、今回の諮問されて皆さん
に検討いただいている答申からは除かれてもいいのではないかな
という考え方でございます。

議長

はい。ありがとうございます。それで前回、いわゆる5の2の⑥の中
にあった部分で、是非ここを項目立てて入れようということ
でやったんですが、丸山委員のほうでかなり思いを込めてお
話いただいたんですが、今の事務局の説明で、これはその前
の段階で、いわゆる市長へのはがきとかそういうところで
また協議しなければならない部分ではないかということなん
ですけど、いかがですか。

丸山委員

おっしゃるとおりなんです。先ほどの資料の提示の話と少し似てくる
んですけど、やはり大きな枠組みの政策決定の政策提案、政策抽出の
段階の話で、ここは既にしくみから重要課題として透過されて
きている議題であるので、この6番はここからは抜けますね。
理論的には、理論的に抜けるんですけど…ここでは間違いなく
抜けます。それで、今回の答申の中に市民参画という概念はあ
るけど、その市民提案っていう概念がそうするとどっからも
消えてしまうんですよ。そこが一つ心配なんです。それで、
これはずっと最初からお話してるみたいに、市民参画条例
みたいなものを作れば間違いなく入ってくるべきものだと思
うんですよ。それから条例化しなくても市民参画の手法、
方法論は何がありますかって議論をすれば、当然、市長への
手紙とかはがきとかメールとか、それで、この市民提案
っていうのは新しい概念なんです。メールともやっぱり違
う。それからはがきや手紙や陳情ともやっぱり違う。ちゃん
としたルールを作って、こういうルールに則って市民がアイ
デアを持ち寄った時には行政はまじめに検討しなければい
けないよという。そういうルールなんです。だから今まで
は議員さんを通して、強い議員なら話が通ったかもし
れないですけど弱い議員なら駄目だったとか、これは例
えですよ。それから声の小さい市民が役場の窓口に行けば、
「それはちょっと今の規約上できませんね」で済むか
もしれないけど、それが20人の人が集まって行けば聞
いてもらえるということもあり得るわけですよ。これは
ホントの話として。だから、そういうどうやってやれば
市民の声が届くかってことが今はまちまちだから、何
らかの形で書式を整えとか、例えば5人以上がちゃん
と計画書を作りなさいとか。それに対して30名の署名
をしなさいとか、一人でもいいよと

か。こういう何らかの新しい形で、こうやったら市民の声も届くんだぞっていう、そういうルールが必要なんです。それで、残念ながらそれが、この12条、13条ってところで滑り込ませようとしたからちょっと無理があったんで、どこかでこれは答申の中で滑り込ませておきたいなという気持ちはあります。だけど駄目なら、駄目ならというのは今回答申で一応終わりますよね。それで、答申はあくまでも13条問題だぞと、12条、13条問題なんだよとすれば、じゃあ答申後に一番最初の原点に戻って、市民参画条例の議論をしましょう。それから市民参画の大きな枠組みの話もしましょう。そこでもう一度議論の俎上に載せても構わないとは思ってるんですよ。そう遠くない将来に行われるのであれば。というのが私の考えで、この6番からは確かに除外しましょう。

議 長 はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方いかがですか。

(賛成の声あり)

議 長 それではここを除外すると。それから今、丸山委員さんから発言ありましたが、いわゆる13条を前提にした場合はそうだけれども、全体を考えた場合は必要なものになるということなんですが、事務局のほうで、市の事業のモデル的な流れということでこの前話があったんですが、それに関連して全体像を簡単に説明できないですか。

阿部課長 もしよろしければ答申事項の確認をいただいて、その上で今日、説明しようかなとは思っていたんですが。

議 長 わかりました。全体の流れについては後でまた確認したいと思います。それでは、この前の協議を受けて修正の必要だった部分については一応これで閉じたいと思います。それでは改めて1ページからざっと目を通していただいて、最終的に我々の訴えたいことが入っているのかどうかを確認して、皆様のご了解を得ていきたいというふうに思いますので、1ページからですが、先ほど丸山委員から諮問を受けたこと以外のこといろいろ入ってるとのお話がありましたが、これはこの会が始まるにあたって、それぞれの委員さん方のこれまでの市民活動、市民参画、いわゆる公的なものどうのこうのよりも生活の場でやってきたもの、その中でいろんな想いとか願いとかあるでしょうからそういうものも大いに出しながら、この市民参画に対する皆さんの思いが十分この答申の中に盛り込まれるようにしましょうということで、諮問以外のことについてもお話をいただいたものに、一応、事務局のほうでタイトルを付けていただいてまとめたものですので、これも抽象的と言われれば抽象的かもしれないけれども、思いがいっぱい詰まっている部分ですので、是非これもきちっと答申として皆さんに確認していただきたいと思っておりますので、そういう視点で最終的な確認をお願いしたいと思います。ページを迫りながら行きたいと思しますので、まず1ページについて。1ページよろしいでしょうか。

(進めてよい旨の声)

議 長 2ページに行きます。ここは諮問事項に対する部分です。

丸山委員 ちょっと言葉の話ですけど、最初のほう1とか2は「必要である」とか「継続していくことが必要である」なんですけど、3番目になると「多様な意見を反映させる事ができる」とか「可能になるとか」「反映することができる」になってるけど、例えばまちづくりの意思決定への関わりであれば「多様な意見を反映させる」ということじ

やないですかね。

議 長 「させること」「こと」まで。

丸山委員 「させること」でしょうね。

議 長 今1ページに戻っておりました。3の(1)まちづくりの意思決定への関わり。この「できる」

丸山委員 可能性じゃなくて、しなきゃいけないということをここでは言うべきじゃないですか。

議 長 「多様な意見を反映させること」

丸山委員 例えば下のまちづくりへの主体的な参加も「可能となる」ではなくて…ここは「可能になる」でいいのかな。3番目もやっぱり「反映することができる」じゃなくて「反映する」ですよ。

議 長 「こと」これも「こと」いいですね。

丸山委員 「反映するようにする」ですよ。

議 長 「反映するようにする」「反映させる」

丸山委員 「反映させる」ってことでしょうね。「できる」というとちょっと弱くなっちゃうんです。こうしましょうってことをここは書いていると思うので。そこを気をつけていただければ。

議 長 はい。「反映させる」

丸山委員 今度は2ページですね。言葉とか文言の問題じゃなくて、これは2回目くらいからずっと言ってきたことなんだけど、(1)の①から⑤ですよ、その言葉は分かるんだけど、例えば5番目の「公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更」って、こういう場合の重要な施設って何なのという、基本的にはこのグレードの理論をほとんどすっ飛ばしてきちゃったんですよ。何度かやるチャンスはあったんだけどこれはもう事務局さんにここまでくればお任せしちゃうってことになるのかもしれないけど、どこかの段階でやはり、来年の4月まで議論できないってのであればちょっと心配な気がするんで。今はいいです。今は発言を止めます。ここで。

議 長 ありがとうございます。それでは2ページよろしいでしょうか。

(進めてよい旨の声)

議 長 はい。それでは3ページ。3ページいかがですか。

丸山委員 3ページの一番上で段階や場面に応じた参画手法の選択ってことで「一つの計画や条例に一つの手法ということではなく、その計画や条例の計画、実施、評価段階などそれぞれの場面に応じ相応しい手法を選択する」ここではせっかく条例上、二つ以上と

いう表現があるんで、「一つということではなく」というのがそういうことだぞって解釈できるけど、やはり二つ以上という言葉で明記してたほうがいいんじゃないでしょうか。

議 長 それでは今のところの最後の「手法を選択する」の前に「二つ以上の」という文言を入れるということではいかがでしょうか。

丸山委員 そうすれば整合性は取れると思います。

議 長 はい。それではそういうふうにつけ加えることにします。3ページいいですか。

(進めてよい旨の声)

議 長 はい。それでは4ページ。

平賀委員 4ページの一番下のコンセンサス会議のところですが、市民参画によるテクノロジー・アセスメント、その後ろに米印(※)がありますが、これが何なのかわかりません。それと、このテクノロジー・アセスメントなどという説明はかえって必要ないかなと思って見っていますが、いかがでしょうか。

丸山委員 これはテクノロジー・アセスメントの注釈が米印として下にあったはずなんですよ。

平賀委員 外したならこの米印はなくてもいいんじゃないかと思います。

丸山委員 だから復活させなきゃ逆にまずいですよ。

平賀委員 でも、復活しなくとも…かえって分からないんじゃないかな。

丸山委員 そしたら、テクノロジー・アセスメントを市民参画による技術的検討会という具合に。

平賀委員 そのほうがいいと思います。

丸山委員 要するに普通の討論会とかワークショップじゃなくて、あくまでも高度な技術的な問題が発生した時に対処する方法論だから、技術系の事だということは何らかの形で表現しておかなければならないと思います。

議 長 結局ですね、ここは説明文なので、説明するときに説明文を説明しなければならないように、市民は大変戸惑うのじゃないかと思いますので、分かりやすい表現で。

丸山委員 技術評価検討会議くらいにしておけばいいのかもしれないですよ。

議 長 市民参加による技術評価検討会の一方式。イメージはなんとなくいいですか。

丸山委員 ほんとは市民と専門家が入らなきゃいけないんですけどね。ことが起こった時にこれは考えればいいのかもしれない。

議 長 ここの一方式というのはやっぱり必要ですか。例えばその次に、「社会的に論争状態

などにある特定の科学技術などをテーマに、参加した市民が専門家と…」この説明でむしろ分かる。上の市民参加による一方式の部分はなくすると。

平賀委員 今、議長さんが言ったような、最初の分からない部分は抜かして「社会的に」のところからだったら賛成です。

議長 いいですね。分かりやすいですね。4ページはほかにございませんでしょうか。それでは5ページ。ここは先ほど確認した佐藤委員の趣旨をまとめた文章を入れると。よろしいでしょうか。

(異議の無い旨の声あり)

議長 はい。ありがとうございます。それでは答申事項については今お話があったところをきちんと訂正すべきところは訂正して答申としてまとめて出すというふうにしたいと思います。ありがとうございます。特にこれを崩して文章を作ってという形ではなく答申書として提出したいと思いますが、それでよろしいですね。

(異議のない旨の声あり)

議長 はい。ありがとうございます。これからさきほどの事務局のお話に移っていいですか。

藤井(公)委員 移っていいんじゃないですか。

阿部課長 それでは今、皆さんのほうにお配りしました資料について説明させていただきたいと思います。これは、これまで委員の皆さんに協議いただいた答申事項(案)を基にしまして市民参画の流れを事務局のほうで整理してみたものでございます。前回の会議で参画計画があればいいというお話でしたけれども、過程の話でもいいということでしたがなかなか具体のものは作りにくいということで、参画の全体の流れがこういうことではないかなということを確認いただければと思って作った資料でございます。それで、この資料の下の網掛けの部分ですけれども、ここは12条、13条に規定の重要な施設の建設計画への市民参画ということでの例として、こういった形に挙げた場合に市民参画全体の流れがどのようになるかということでございます。上のほうから順を追ってご説明申し上げます。まず左側のほうに答申案ということで4として参画の適用対象ということで今回協議いただいてきておるわけですが、市ではどういったものを重要なものとして参画対象にするかということで検討するわけです。それで今回、委員会の中でこういった12条に定める重要な計画はガイドラインとしてこういうものになるのではないかとということで提案いただいたのが、この一番上の括りの部分でございます。その次の段階として、この適用対象の検討によりまして対象となったもの、あるいは除かれるものを整理しまして事前評価をしていただくということになるかと思っております。それが答申書でいうところの6番の運用の評価になると思っております。事前評価としては対象の捉え方とか、あるいは実施時期、参画手法が適切かどうかといったようなことを見ていただくことになるかと思っております。それによって今度は上から三つ目の括りですけれども、事前評価の結果を踏まえまして市民参画の計画、これを市民の皆さんに公表すると。これが答申案の大きな5番の参画のしくみの部分に入ってくるわけですけれども、その際には手法とかそういったものを具体的に提示するということになると思っております。こうした手順を踏まえて実際の市民参画の場面ということで、大きく三段階だよということ協賛、検討いただいたわけですけ

ども、例えば施設の建設計画を考えた場合には、最初の計画段階では基本構想、あるいは基本設計に市民の参画をいただくと。場合によっては施設を作るかどうかという最初の段階での市民参画をいただくこともあろうかと思えます。それで出てきたいろんな意見を反映させて実施設計ができあがり次の段階として工事に入っていきわけですけれども、そこで工事に入っていきますと、ある程度形が見えてきた段階で、例えばバリアフリーの部分がどうなのかとか、あるいは公園なんかであれば樹木の植栽とか遊具の配置がどうなのかとか、そういった実際の場面を見ていただくこともあろうかと思えます。それらを取り入れながら施設が完成に向かっていくわけですけれども、今度は評価段階としてその施設をどういった形で運営していくか、利用形態とか維持管理でまた市民の参画をいただくと。まあ、いろんな意見が出てくるというふうに考えておりますけれども、こういった流れになるのかなと。それで、今日の協議の前段で協議いただきました政策提案とか市長へのはがきといったものが重要な計画への市民参画の前段になりますよと。それから前回協議いただきました、行政評価、これはその後の部分でありますよというふうな整理になろうかなというふうに思います。こうした参画を実施した後にこれらの参画が効果的だったかどうかということをして事後評価し、改善点があれば次の計画に反映していくと。そういった流れについて大まかに整理したものでございます。以上です。

議長 はい。さきほど協議の中で13条にかかる部分と、そこだけではなくて全体を見渡す中で必要なこともあるはずだということで、いろいろお話いただいたんですが、今、事務局のほうから全体の流れについて説明をいただきました。何かご質問等ございますか。

丸山委員 ちょっとよく分からなかったんだけど、段落として2番目の事前評価があって市民参画結果①、市民参画結果②、市民参画結果③で、これ何ですか。それとさっき言葉の中で市民参画の計画って言葉が出てきたんだけど、その市民参画の計画っていうのはいったい何を言ってるのか。

阿部課長 まず、市民参画結果の①、②、③という意味は参画に大きく三段階あるんだということで、計画段階・実施段階・評価段階と、その部分で一旦、参画結果がどうだったのかというのを整理していけばいいのかなと。これは市の側の部分になりますけれども、そういったものを最後にまとめて事後評価という形にそれらをお示しできればいいのかなというふうに考えてみた部分です。

丸山委員 そうするとこの①のところは、丁寧に言えば計画段階への市民参画結果ということですね。②は実施段階での市民参画結果ですね。

阿部課長 はい。

丸山委員 そう書いたほうがいいんじゃないですか。要するに計画段階と実施段階と結果におけるそれぞれの市民参画結果だよということですよ。それを入れていただいたほうが分かりやすいかなと。

藤井（公）委員 ここにむしろ①、①、③と入れたら。

議長 下にね。市民参画①、市民参画②…

丸山委員 これと連動させるならね。という意味であればそのようにしていただければ分かり

やすいかなと。

議長 では、そういうふうに表示しましょう。

丸山委員 それともう一点。さきほど説明の中で市民参画の計画という言葉が出てきていたんだけど、それはなんか表現しにくいからみたいな話でしたっけ。というのは事業計画と市民参画計画が非常に重要だよということで、この表の中ではそれはどこに位置付けてますか。

阿部課長 市民参画の計画という言葉を使いましたけども、まず市で重要な計画としての適用対象の検討をした後に事前評価をしていただいて、事前公表するわけですが、この事前公表の際には例えば今年度、1年度分を平成21年度はこういう計画、あるいは施設の建設、条例の制定等が計画されてて、そこにこういった手法を用いて、いつの時期に市民の皆さんに参画をいただきますよといったようなものをまとめて公表するわけですけども、それが市民参画の計画というふうな考えでございます。ですからそれがどこの部分かと言われますと、事前評価の部分で。

丸山委員 ちょっとやはりこの事前評価と事前公表のところが非常に見にくいですよ。たぶん今おっしゃってるのは事前公表の時に事業計画と市民参画計画を提出するんですよ。事前公表の時に…のはずですよ。

阿部課長 はい。

丸山委員 それで、その後、事前評価だよとおっしゃったけど、それは間違いだと思うんですよ。要するに、上はあくまでも概念ですよ、2番目は。要するに適用対象がこれだけありますよと、そういうものに対して市民参画計画を立てて事後評価までしますよと。要するにこの2番目がいないんですよ。混乱を招いてしまう。要するに事前公表の中にどうい段階で市民参画しますよという計画ができてるのが事前公表の時点でなされるわけですよ。それでその前の事前評価とか市民参画結果①、②、③というのはあくまでもこれ概念を書いているわけですよ。

藤井（公）委員 ここの市長へのはがき、市での企画立案、政策判断・決定の段階で市民の参画計画もできてくるよと、こういう意味ですよ。

阿部課長 もう一度説明させていただきます。いま藤井（公）委員さんから話がありましたが、ちょっとニュアンスが違いますのでもう一度繰り返しますが、市で参画対象となるもの、それから除かれるものを整理しますが、整理した後に今度は参画対象となるものについて、いつ、どのような形で市民の参画を得るかという計画を当然作るわけです。その計画を作って、それを委員会なりで事前評価していただく。その方法が適切かどうか、有効に市民の参画が得られるかどうかという視点でもって、それを事前評価していただく。それで、その後に事前公表をしますよというふうになるものです。それをこの図で示したつもりでしたが。

丸山委員 ちょっと解釈しますね。これ非常に重要なので。要するに2番目の四角のその下の事前公表というのはパブリシティーしますよと。広報であったり何であったり。ということですね。

阿部課長 そのとおりです。

丸山委員　　それで、それは当然、事業の内容とか市民参画のタイミング、細かい事じゃなくてある程度の市民参画の概念が書き込まれているよと。それは全市民に事前公表しますよというのが事前公表というところですね。それで、その前の事前評価というのは行政サイドがしくみを通して抽出した事業に対して、それで市民参画がいいのか、こういう市民参画をするけどそれでいいのかということを経験に対して市民参画計画を提示して評価を受けるということですか。

阿部課長　　そのとおりです。

丸山委員　　そうすると、そこをはっきり分けたほうがいいですね。要するに縦軸のほうで例えばプロセスを置いておいて、一番上が行政の行為だと、真中が参画委員会だよと、その下が市民対応だよということですね。

阿部課長　　はい。そのとおりです。

丸山委員　　そして、一番下が事例だよということですね。薄々分かってきました。

議　　長　　イメージは固まりましたでしょうか。

丸山委員　　そうすると、質は違うけれど事業計画と市民参画計画というのは、そうであれば市民に対する事前公表の段階とその決定前の事前評価。この委員会にたいしても提示されるわけですね。要するに一番上の参画対象を抽出して、その参画対象の参画計画をこの委員会に諮りますよということは、既にそこで市民参画計画ができていて、それが承認されたら市民に公表しますよってことですね。そういう捉え方でいいですね。

阿部課長　　はい。そのとおりです。

丸山委員　　ちょっと書き方に問題あると思うけど、概ねそういうことであれば理解できます。

議　　長　　はい。あと確認しておくべきことはないですか。ありがとうございました。事務局のほうも分かりやすく説明していただきました。それでは、先ほど答申案については皆さんにご確認・決定いただきましたので、この後に答申しなければならいんですが、もしよろしければ答申については、これから市長さんの日程の調整もあると思いますので、平賀副委員長と私が代表して日程を詰めてできるだけ早く答申したいと思いますが、お任せしていただけますでしょうか。

(賛成の声あり)

議　　長　　はい。ありがとうございます。それではそういう形で進めさせていただきます。それから前回の、これからの流れの中でこの委員会を答申をした後で、次にまた諮問を受けていろいろ必要な協議をしていくことなんですけど、その時期的なもの、見通しを一応確認しておいて、それぞれの委員さん方のこれからの予定もあるでしょうから、大まかなところでいいですので見通しをもてればいいと思いますが、事務局のほういかがでしょうか。

阿部課長　　それでは前回、今後のスケジュールということで大まかにご説明申し上げましたが、今後この答申を受けまして職員検討チーム、これは7月21日に設置しております。

この中でこの答申を参考にいたしまして、ガイドラインとかマニュアルの検討を進めて参りたいと、そういった検討を重ねながら職員の意識改革を進めていければというふうに考えております。やはり重要なのはそこに携わる職員の意識改革、意識を高めることだろうと考えておりますので、重要なものとして市民参画を得るのは具体的にどういった計画なんだろうとか、あるいは条例ということでこれまで作ってある計画とか条例、そういったものに照らし合わせながら一つ一つ検討してみなければならないだろうなというふうに思っております。ですから相当の時間を要するんじゃないかなというふうに考えておりますけども、事務局としては、まずガイドライン、マニュアル等の策定は年度内になんとかこれを終わらせたいなど。そして22年度からは市民参画のしくみをまずスタートさせたいというふうに考えております。したがって相当その部分には時間を要するんだろうなと思っておりますけれども、委員会の部分につきましては、そういったものがまとまった段階で皆さんのほうにお示ししたいというふうに考えております。

議長 ありがとうございます。なんとかこの委員会の任期中に協議したことが具体的な形で動き出す部分には皆さんで関わって、いわゆる協議されてきたことが具体的な形でどう動いているのか、そこのあたりも見ながらさらに次の段階を目指していければいいなというふうに思っています。そういうことで今ご説明ありましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは協議の部分は終わりにしてその他ということで。

丸山委員 今回の関連なんで、このスケジュールだとですね、来年4月まではこの委員会には基本的に関わらないという解釈ですか。前回の配られたスケジュールだとそうだったんですよね。いわゆるパブリックコメントであったり。

議長 ガイドラインができた段階で委員会に説明すると。

丸山委員 ガイドラインは来年の4月までに作りますよと言ってるでしょ。事務局さんに確認。

議長 はい。確認。

丸山委員 ガイドラインとマニュアルは来年4月までには決定しますよということですね。

阿部課長 できれば年度内に整理をして皆さんのほうにお示しをしたいと。当然、市民へも公表し、パブリックコメントとか、あるいは意見交換の場を設けたいというふうに考えております。

丸山委員 それで、この委員会に対して途中段階で協議することは考えていないんですか。皆さんそう解釈してみたいだけど。

平賀委員 出来てから。

丸山委員 では、出来てからの意味は。まとめたらということ。それとも完成したらということ。

平賀委員 まとめたら。

丸山委員 じゃあそういう質問です。いつ頃まとまって、いつ頃この委員会に諮るのかということ。

阿部課長 　　実は先ほども冒頭に申し上げましたとおり、職員検討チームでのガイドライン・マニュアルの検討に相当の時間を要するんだろうなと。事務局としてもその部分に集中して取り組みたいなというふうに考えております。それで、それがいつまとまるんだということですけども、事務局としては年度内にそういったものをまとめ、尚且つ市民への公表あるいはパブリックコメント等を行って、すべて年度内に成案としてまとめられればいいなというふうに考えております。それが平成21年度中ということでございます。

藤井（公）委員 　市民に公表するという一定の職員チームで作った成案を市民に公表する段階で委員会に説明するのか、パブリックコメント等をもって完成した時点でこの委員会に説明するのかどっちでしょう。

阿部課長 　　あくまでも素案としてまとまった段階。要するに素案としてまとまったものを市民に公表し、パブリックコメント等をいただくということですので、その段階になろうかと思えます。

藤井（公）委員 　大卒12月とか来年2月とかということは今の段階ではなかなか難しいと。

阿部課長 　　はい。

藤井（公）委員 　了解しました。

議　　長 　　素案にパブリックコメントをして、寄せられたものとかを勘案したものを委員会にと。

阿部課長 　　いえ、その前段です。

議　　長 　　前段に。パブコメの前に。

阿部課長 　　パブコメをする前に委員会のほうにもお知らせしたいと思います。

議　　長 　　事前にとね。

丸山委員 　　これは事務局へ苦言とともにお願いなんですけど、前回、表でその説明されたんですよ。今後のスケジュール。このときガイドラインとマニュアルを一体化して我々にも教えて欲しいということ。それから、前回の説明だと4月まで委員会は関わらないというような説明があったから、それじゃあ不味いでしょうと。途中段階でもこの委員会が関わられるようにしてくださいねというお話をしましたね。それで今日みたいなご返事があったんだとすれば、このペーパーをやっぱり作り変えてください。スケジュール。このペーパーしかまだ生きていないんですよ。このペーパーだと前回のままだから、ガイドラインの検討、それからマニュアルを庁内でまとめますよと。それでパブリックコメントもガイドラインの原案の説明しかないんですよ。このペーパーでは。それで今のお話であればガイドライン及びマニュアルの庁内の素案ができれば委員会にも一応、諮るのか通知するのかわからないけど、委員会に通知してそれからパブリックコメントにかけますよということですよ。それをこのスケジュールに入れて欲しいんですよ。それとパブリックコメントとか意見交換会とか、シンポジウムやるのかもしれないけど、そういうのを経過して最終的にガイドラインを作られるの

でしょうが、そういう市民の声を聞いた上での、もし改定案が出るのであれば、やはりその改定案も委員会にどこかで報告なり協議することをしない限り、この委員会の意味は無くなってくるだろうと思うんで、実際に何回そういうことができるかどうかは別にしてせっかく作ってくれたこのペーパーを生かして、このままにしておくんじゃないと作り変えていただけませんか。そういう文言が入った計画表に。そうじゃないと口頭だけのやり取りだから、要するにこの会議の一番気になるのは、こういう正式な書類が出てくるんだけど、議論したものが結果になって反映されていないんですよ。だから「あれ、聞いたかも知れない」「言ったかもしれない」というところで済んじゃうから。やはりこれはあくまでもスケジュール素案ということで出してもらって、このスケジュール素案をたたき台に議論してある程度の方向性ができたのなら、このスケジュール自体を改定してくれないと会議の意味が無いと思うんですよ。ということで、今のようなことであれば正式なスケジュールとして、もちろん正式ということは計画ですから計画ができない場合もある。

議 長 現段階はね。現段階の計画として。

丸山委員 ええ。一応記録として残しておいていただきたいんです。いかがでしょう。

議 長 いかがですか。委員会として。

(異議なしの声あり)

藤井(公)委員 それはやるというけども、12月とか2月という具体的な年月は入れられないよということなんで、それは理解します。

平賀委員 はい。了解します。

議 長 情報が行ったり来たりしないように、協議した部分を確定して。

阿部課長 毎回の委員会の会議結果については皆さんにお知らせしているわけですが、その際に整理したものをお送りしたいと思います。

議 長 整理して記録と一緒に送っていただくと。それでよろしいですね。よろしくお願います。それでは、大変長い時間をかけて皆さんにご協議いただきました。ありがとうございました。これからが、いわゆる具体的なスタートとなるかと思しますので、皆さんに感謝をしながら、また、引き続き市民参画が本当に望ましい形で進んでいくように力を合わせていきたいと思います。

丸山委員 ちょっとまってください。今までスケジュールの話でその他がまだなんで。よろしいですか。

議 長 はい。ではその他。

丸山委員 事務局さんはこれから大変な作業だと思うんですよ。庁内の人たちとの調整を含めて、答申がいつになるのか、たぶん8月末になるのか中旬なのか分からないですけど、そうすると9月から3月、来年の7月でしたっけ、この委員会は。そうするとガイドラインだけまとまるとしても年内は無理なような気がするんですよ。気持ちとして。どんなに頑張っても年内は無理だと思うんですよ。ということは意味9、1

0、11、12この委員会を休むのかどうかという話ですね。それで、これはあくまでも私の考えなんですけど、今ここまでやっと答申というものはまとめてきたんですけど、実は1回から私申し上げてるように、この委員会の本当の意味というのは市民参画条例をどうするかというのがあるわけですよ。それで、それを何度も言ってきたけど、それはこのしくみを考えながら考えていきたいと思いますということだったと思うんですね。それでまず、仕組みを作りましょうよということで、今この大きな中の一つをやってきたわけです。それでまあ、これはこれで一つまとまったとして、じゃあ先ほどから今日も出てきた政策提案の問題であったり、それから一番最初に議論になった、すべてのプロジェクトをしくみで網をかけた時のバックデータって何なんだろうとか、そういう大きな枠組みのことってというのが、まだ個々に意識がバラバラだろうと思っているんですね。だから、せっかく空いているのであれば、空いてるどころか本当は市民参画条例は何なのかという議論くらいはしておかなければ不味いだろうと僕は思うんですよ。ですから、ガイドラインのしくみが出て、またこういうことだ、こういうことだったかと、答申を受けて来年の1月か2月に開いて、それでしくみができましたと。それで、できた後にこの委員会自体がこのしくみ自体を評価しなければいけない。それから市民が参画できたかどうかを評価しなくちゃいけない。そういう本当の評価するという役割を我々が担わなければならないとすれば、やはりまちづくり基本条例から始まって市民参画条例、本当に市民参画条例を作るとすればどういうものなのか。それで最初から言ったように本当は仕組みを作るためには、参画条例、大きな枠組みが分かってないと、簡潔な要約版というのはいらないはずなんです。論文を書くときも概要を書くためには論文の全体像が分かってなければ概要は書けないわけですよ。それで、いま我々がやったのは市民参画の概要を作ったわけで、実はその前に大きな論文があるはずなんです。それは市民参画とは何なのか、協働とは何なのか、それからまちづくり基本条例とは何なのか、やはりそのところを一度立ち返って少なくともこの中では理解したうえで、今度のしくみは何なのかということ、やはり少しレベルを上げておく必要があると私は思っています。だから来年1月、2月までお休みで結構というのも一つの考え方もしれないけど、私は最低月に一回、もしくは二月に1回くらいはじっくりそういうことを考える時間が、こうやって文章を作りましょう、何だのじゃなくて慌てないでじっくり議論して考えてく時間が必要なんだろうと私は思っております。以上です。

議長 今のは、次のできた素案の説明会までの間に委員会を開催しようという意見ですね。

丸山委員 そういうことです。その根拠はあくまでもまちづくり基本条例を作りましょうよという前提があったはずなんです。それでその話はすっ飛ばしてきてるわけですよ。ここまでは。とにかくしくみを作ろうということで。一応しくみを答申するんだからもう一回最初に戻る必要が僕はあるだろうと思います。

議長 ほかの委員さん方はいかがですか。諮問を受けて答申するという一つの区切りを迎えたところですが。

平賀委員 集まりをするということは自主的にするのか、市のほうからきちっと私たち委員として委員会を続けてくださいということなのか。今聞いていると自主的に勉強会しましょうっていうふうには聞こえるんですけどもそこまでしなければいけないのかなと、今ふっと思いつながら。勉強はそれぞれでもできるし、私たちはそれぞれのいろいろな市民参画活動もしなきゃいけないし、また条例を作る時はその時に集中してやればいいことであって。まあ仲良しグループみたいにして、その人たちだけがちょっと

勉強会しましょうかっていう形を取るのならばそれでも構わないけど。この委員会全部でそうしなきゃいけないっていうふうになるのか、今どうなんだろうと思ってちょっと心配をしながら聞いていました。皆さんどうなんでしょうか。

菊池委員

目的ですね、今言った根拠ということですけど、目的をやっぱりはっきりしないと、委員会も公的な委員会だと思いますので、そこを明確にしなくちゃならないんじゃないかなと思います。

丸山委員

私は私的なそれをやろうなんてさらさら思ってません。というのは来年の4月からこの委員会が最高の評価機関になるんですよ。否が応でも、立場上も、仕組み上も。ようするにそれに耐えられるかどうかということなんです。それだけの知識と判断力が身についたかということ。そえて、皆さんがもう大丈夫だと、まちづくり条例のことも例えば市民参画条例の議論が出て十分対応できると。市民の質問や声に対して。皆さん一人ひとりという言い方はまずいかもしれない、委員会としてですよ。そうであれば「よっしゃよっしゃ、来年まで待ってよう」で構わないと思うんですね。だけこの委員会を1年近くやってきた感覚では私はまだ身についていないと判断しているんですよ。あくまでも私の経験上ですけども。それからもう一つ根拠の一番大きいのは、市民参画条例を検討するためにできた委員会なわけですよ。それを忘れちゃいけないんですよ。それでたまたまその前段階として、しくみを作ろうという、それでそのしくみが12条・13条絡みのしくみを作ろうということであって、これができたから安心してたらずい。逆にこれは私が好きでやってるみたいで聞けると心外なんで、はっきり言えばこれは行政の問題ですよ。行政が条例上、花巻市まちづくり基本条例を作った時に市民参画条例等を作るためにこの委員会を発足させるということできたわけだから、やはりちゃんと条例のことを議論する、理解するというセンスなり経験を踏んでないとこの委員会は成り立たないと僕は思うんですね。それでそんなものはいらんって言うのならその程度の委員会だと私は言います。

藤井（公）委員

確かにこの委員会がスタートして、丸山委員の果たした役割は大きいと、これはみんな認めると思うんです。ただ、だからといって委員会全体のレベルがあなたが心配しているほど低いのかと。裏を返せば他の委員にもっと勉強しろということを行っていると思うんです。それはやっぱり委員会の全体の流れから言って、お互いに言うべきことではない。もう一つは先ほど菊池委員がおっしゃったように、この委員会の性格ですよ。正式に市長の委任で成り立っているわけですから。もう一つは今の市民参画のしくみは一応答申するというこれに対して次の諮問が当然のことながらあるだろうと、そういう全体のスケジュールの中で委員会が一致して共同して対応していけばいいのであって、平賀副委員長が言ったように個別に勉強することは一向に構わないわけですから、それはお互いの委員の立場をお互いに尊重してやっていいんじゃないですか。僕はそう思います。

議長

はい。ありがとうございます。ほかの委員さん方がですか。

丸山委員

じゃあ言葉足らずなようなんで、要するに条例の問題はどうしますかということなんです。市民参画条例はすっ飛ばすのかということ。せめてそれぐらいの事を予備段階としてスタートしないと、要するに今回の委員会も最初にそういうことをやっていけばもっとスムーズに行っただろうと思うんですよ。最初にある程度の基礎知識があれば。何度も繰り返している部分がたくさん見られたからあえて私は言ってるわけで、いずれ市民参画条例のことを考えなければならぬんですよ。この立場は。それは忘れちゃならないと思っているんですよ。それで「いやそれはいいんだ」と、「この委

員会はもう市民参画条例のことはもうやらんよ」ということであれば、それは私もそんなことは言いません。だけど、やることが課せられていて、遠くない将来、市民参画条例のことも考えなければいけないとすれば、やはり何らかの形でせっかくある時間はスタートしておくべきではないかと。要はスタートですよ。勉強会っていうのはちょっと言葉が悪い。それでこれは、ついでに申し上げれば事務局に対して一つ質問をしておきたいんですよ。それで事務局の考えはあくまでも答申が出れば、この委員会はしくみを作ったんだからいいんだと。それであなたたちの役割は、今の段階はクリアしたから次の答申までは待ってなさいというスタンスなのか、いややはり、これは市民参画のための大きなエンジンであり機関なんだから、将来的に参画条例まで考えるとすれば、勉強と言うからおかしいんであって、検討を始めるべきだと考えるのか。それすら委員会に任せるっていうのであれば、こういう話し合いの中でじゃあ4月まで止めましょうということになるかもしれない。そのへんは市としてどう考えてるかです。これは市に対する質問です。

阿部課長

このことに関しましてはこの委員会が発足した当時から説明申し上げてる部分であろうかとは思いますが。基本的には、やはり市の諮問に応じて調査・審議・答申していただくというのが基本的な部分であります。ただ、委員会としての役割の中には今、丸山委員がおっしゃったように条例の制定に限らず参画とか協働を推進していく上でいろいろ皆さんから意見をいただいたり、そういったしくみ作りにも携わっていただきたいというのがこの委員会だろうと思います。したがって丸山委員がおっしゃったような形での進め方もあろうかと思ったり、あるいは年度内にガイドラインなりができて、22年度から実際に市民参画のしくみを動かしていくと、その中で当然、委員会で事前評価とかやってみてしくみはどうなんだとか、そういった評価も出てくるわけです。そういったものを交えながら、踏まえながら、条例とする場合にどうなればいいのかという検討・議論もあるのかなど。進め方はいろいろあるのではないかなというふうに事務局としては考えております。

議 長

はい。ありがとうございます。私からの一言を申し上げたいと思いますけど、何が市民参画の推進のエネルギーになっていくかということとの関わりなんですけど、私はいわゆる理論的なものをしっかりと構築していくというのは一つ大事なことだと思います。それから、やはり我々がこれから、いろんな立場の多様な市民生活を営んでいる方々と共にまちづくりを着実に進めていくということを考えるとその理論的な部分と、やはり実践的な部分と言いますか、いろんな活動の中でこの市民参画というものを意識しながら取り組んでいくことも非常に大事ではないかなと思います。したがってその、いわゆる理論的なものをやらない間は遊んでる状態だとか休眠状態という捉え方ではなくて、せっかく一応文章の形で協議してまとめたものですので、これを踏まえてそれぞれが改めてこの市民参画に対する思いなり願いなり、あるいは感覚なりを磨くことも一つの研修というか、我々を高めるものとして捉えてもいいのではないかなというふうに考えております。そういうことで今、次の素案がまとまるまでの間にこの会を設けるか設けないかという話がありましたけれども、事務局のほうでは例えば設けるといった場合には正式のものとしてこの会を運営できるという意味なのか、あるいは何か。

阿部課長

先ほど申し上げましたとおり、あくまでも市長が諮問した事項、これについては議論いただく部分は当然正式なものになるかと思っております。それじゃあ次の段階はどうするんだという部分になりますと、今ここですぐにこういった場合は正式なものだとか、こういった場合は自主的な委員会になりますよということはおっしゃられませんが、市のほうで正式なものとしてお願いする以上は報酬との関係も出てきますし、

当然いろいろな通知とか、あるいは会議録とか、そういった部分も出て参りますのでそうなるかと正直なところ、前のスケジュールのところでも申し上げましたとおり、事務局としても大変かなと。非常に厳しい状況だろうと思います。

議 長

ありがとうございました。それではまず正式にはですね、事務局のこれからの見通しにもありましたとおり、先ほど確認した内容で委員会としては対応するという事で、本日確認したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

丸山委員

それは仕方ないとして、それじゃあですよ、これは事務局と委員長に対してこの委員会に対する質問になるんだけど、会則がありますよね。一番最初に出てきた。そこには諮問とまちづくりに関する研究であったり、しくみを新たに考えるとテーマいっぱいあるわけですよ。それで、諮問に関してはこの委員会は正式な委員会として行政も成り立つんで、正式な委員会であり報酬も出すよと。じゃあ、会則に書いてあるまちづくりの研究であったり、まちづくりの新しい概念を考えようという、それはどうやってやれとおっしゃるんですか。事務局は、手弁当でやれということなんですか。それとも研究テーマを委員会に対して事務局が与えるんですか。諮問として。そうでなければこの委員会はまったく諮問委員会になっちゃいますよね。市長の諮問だけで開かれる委員会であって、自由な研究であったり、新しい参画のことを考えたり、市民参画のあり方を研究しましょうということが会則に書いてあったはずですよ。規約に。それはもうお前たち勝手な世界だぞという解釈なんですか。

阿部課長

この委員会の規則の中に「執行機関の諮問に応じ調査、審議し」ということがありますけれども、正に参画方法の研究とか改善という部分については、市の諮問事項の中でこういった部分を皆さん方で調査研究して答申をいただきたいというのが今回の諮問であったというふうに考えております。

丸山委員

だけどそれ以外にも研究するってあるでしょう。要するに諮問以外のこともこの委員会ではやるわけですよ。

阿部課長

それでは委員会の規則について読み上げます。「委員会は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする」それでその中で一つは市政への参画方法の研究や改善に関する事項、二つ目は 市民参画と協働の推進に関する事項、三つ目は 市民参画の評価に関する事項、四つ目は 条例の見直しに関する事項というふうになっております。

丸山委員

わかりました。諮問が出ない限りということですね。そういう性格のもんだ、諮問委員会だ。あくまでも。わかりました。

議 長

はい。ありがとうございました。その他、ほかにないですか。それでは大変長い期間ありがとうございました。一区切りつけてまた次の段階に進みたいというふうに思います。今日の会議は終わります。ありがとうございました。

(午後4時00分 散会)